

## 平成27年度自転車マナー講習会の報告

平成27年5月20日（水）

このたび、豊栄高校体育館で自転車マナー講習会を開きました。新潟県警察本部から、交通企画課安全係長の工藤紀行様にお越しいただき、スライドを見ながら講話を賜りました。今年に入り、本校の自転車等の交通違反はないとのことで、この伝統を続けて行って欲しいという有り難いお話もありました。主な講話内容は下記のとおりです。

### 記

- ・ 今年の6月1日より自転車運転に関する道路交通法が改正され、厳しく取り締まる。
- ・ 道路は誰でも自転車で通行する権利があるが、そこには法律を守る義務が発生する。
- ・ 一般的に自転車は自動車と同じ扱いで、左側通行で、歩道は許可標識以外は乗れない。
- ・ 自転車通行許可標識のある歩道では、自転車の進行方向は車道側である。
- ・ 通行許可歩道上での、自転車同士のすれ違いは、相手を右に見るのが原則。
- ・ 自転車事故で相手に後遺症を負わせた場合、9千万円補償の判例が出ている。
- ・ カササシ運転、二人乗り等の交通違反には5万円以下の罰金が科せられる。



壮行会直後の講習会で  
した。スライドでの説明。



最後列の生徒も真剣に聞いてくれ  
たと、お褒めいただきました。



拍手の中を退場していただきました。